

## 第6章 無効審判の請求理由の記載要件

### 1. 改正の必要性

現在、無効審判請求書の請求の理由に「追って追完する」などのみ記載されているものや、一応請求の理由は記載されているもののその理由が明らかに不十分で、およそ無効理由を構成しえないものが見られる。また、このように著しい瑕疵がある事例でなくとも、請求の根拠となる事実が具体的に特定されていなかったり、あるいは、無効理由と証拠との関係が不明瞭な場合がある。

そのような審判請求書が提出されると、被請求人としては、不明確な点について請求人による釈明を待たなければ有効な反論をなすことができず、被請求人や特許庁に無意味な負担を課し、かつ審理の遅延をもたらすことになる。また、事実と証拠との関連が不明確である場合にも、請求書の送達を受けた被請求人は直ちに有意義な反論をすることができず、本来回避できたはずの釈明手続や再反論を繰り返さなければならないこととなる。これも審理の遅延をもたらす。

そこで、請求を十分に根拠づけるよう請求の理由を構成する事実を具体的に特定し、かつ、いずれの証拠によって個々の事実を立証するのか明らかにすることを要求するとともに、それに違反する審判請求書は補正命令の対象とすることとして、請求書が送達された後は、直ちに有意義な実体審理が可能になるようにした。

### 2. 改正の概要

審判請求の方式として請求の理由の記載要件を明定し、請求の根拠となる事実を具体的に特定すること、及び、いかなる証拠で個々の事実を立証しようと

するのかを記載することを要求する。また、これに違反する請求書は不適法なものであり、補正命令の対象となることを明確にする。

### 3. 特許法の改正条文の解説

#### ◆特許法第131条

(審判請求の方式)

第百三十一条 (略)

2 特許無効審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。

3 (略)

#### ◆特許法第133条

(方式に違反した場合の決定による却下)

第百三十三条 審判長は、請求書が第百三十一条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2～4 (略)

#### ① 請求の理由の記載方法の明確化

第131条第2項は、特許無効審判についての審判請求書の請求の理由の記載要件を明定し、請求の根拠となる事実を具体的に特定すること、及び、いかなる証拠のいかなる部分によっていかなる事実を立証しようとするものであるのかを明確にすることを要求する。

事実の具体的特定及び事実立証に用いる証拠の明確化を請求の理由の記載

要件として求めたのは、これらが曖昧であると被請求人が反論の対象を特定できないため適切な防御ができなくなり、また、仮に反論の対象を特定しようとするれば、被請求人が請求人に釈明を求めることとなるため、被請求人に不必要な対応負担が生じ、かつ、審理の遅延を招くからである。

例えば、無効理由を基礎付ける事実として、誰によって開発されたどのような先行技術がいつから存在し、どのような文献がいつどこで発行されたことに基づいて特許が無効となるのか、ということが具体的に特定されていないと、被請求人としてはどのような具体的事実について認否・反論をすれば良いのか分からず、実質のある反論をすることができない。また、証拠として提出された文献のどの記載をもって先行技術等の存在を立証しようとしているのかが明示されていないと、例えば、非常に大部な証拠文献の一部だけが立証資料となるような場合に、被請求人としては、事実の認否や立証がなされているかどうかについての的を絞った議論をすることができないか、あるいは文献の関係のない箇所も精査するという無駄な負担を強いられることとなるおそれがある。

本条項はこのような問題を除去することを目的とするものであり、本条項に規定する記載要件は、被請求人が審判請求書の副本を受領した後、直ちに有効な反論をすることが可能な程度に請求の理由を構成する事実が特定され、それぞれの立証に用いる証拠との関係が記載されている場合に充足されることとなる。

## ② 請求の理由の記載要件に違反した請求書に対する対応

第131条第2項に違反した場合、第133条第1項による補正命令の対象となる。これにより、早期の段階で請求書の不備を正し、請求書の副本を送達するときには被請求人が有意義な反論をすることができる状態にして、審理の迅速化及び被請求人の負担の軽減を図った。

補正命令の結果補正がなされない場合は、指定した期間内にその補正をしないものとして、審判請求書の却下決定をする。補正命令に対して補正が

なされたが、その補正が今改正で追加された第131条の2第1項に違反する場合も、不適法な補正をしたものとして、やはり審判請求書を却下する（第133条第3項）。

なお、第131条の2第3項により、副本送達前の段階には補正許可をすることが許されないため、著しい瑕疵があつて、要旨変更をせずに不備を治癒することが不可能な請求の理由の補正は、常に後述の第131条の2第1項に違反することとなるから、補正命令をするまでもなく、第135条に基づき審決により却下されることとなる。